

平成 18 年公認会計士試験の施行

平成 18 年公認会計士試験の施行について、公認会計士試験規則（平成 16 年内閣府令第 18 号）第 1 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 1 月 5 日

公認会計士・監査審査会会長 金子 晃

平成 18 年公認会計士試験を次のとおり行う。

1. 試験日時及び試験科目

イ. 短答式試験

平成 18 年 5 月 28 日

企業法 13:00～14:30

監査論 15:30～17:00

平成 18 年 6 月 4 日

管理会計論 11:00～12:30

財務会計論 14:00～17:00

ロ. 論文式試験

平成 18 年 8 月 22 日

監査論 10:30～12:30

租税法 14:00～16:00

平成 18 年 8 月 23 日

会計学 10:30～12:30

会計学 14:00～17:00

平成 18 年 8 月 24 日

企業法 10:30～12:30

選択科目（1科目） 14:30～16:30

（経営学、経済学、民法、統計学）

2. 試験施行地

北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告する。

3. 受験願書の提出

受験願書は、平成 18 年 2 月 20 日から同年 3 月 3 日までに、希望する試験施行地を管轄する財務局等に提出すること。

なお、提出方法は、書留郵便によるものとし、2 月 20 日から 3 月 3 日までの消印のあるもの限り受け付ける。

(試験施行地)	(管轄財務局等)
北海道	北海道財務局
宮城県	東北財務局
東京都	関東財務局
石川県	北陸財務局
愛知県	東海財務局
大阪府	近畿財務局
広島県	中国財務局
香川県	四国財務局
熊本県	九州財務局
福岡県	福岡財務支局
沖縄県	沖縄総合事務局

4. 受験願書用紙等の請求

郵送による受験願書用紙等の請求は、必ず切手をはったあて先明記の返信用封筒を添えて財務局理財部理財課（関東財務局理財部理財第 1 課、近畿財務局理財部理財第 1 課、福岡財務支局理財部理財課、沖縄総合事務局財務部理財課）あてに行うこと。

5. 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、平成 18 年 1 月 5 日現在施行のものとする。ただし、企業法のうち会社法及び商法の分野については、平成 18 年 1 月 5 日現在公布のものとする。

6. 計算機の使用

受験に際し、試験場において使用する計算機は、次の各基準に適合するもの限り認める。

- (1) 電源内蔵式で紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しないもの

(2) 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの

(3) 外形寸法がおおむね次の大きさを超えないもの

20センチ×20センチ×5センチ

なお、上記基準に適合するかどうかは、試験執行官が試験場においてこれを判定し、適合しないものについては、その使用を停止させる。

7. 合格発表

イ. 短答式試験 平成 18 年 7 月 5 日 (予定)

ロ. 論文式試験 平成 18 年 11 月 20 日 (予定)